

広陵町自治基本条例（仮称） 大項目「情報」、「住民自治」条文案

大項目：情報

■情報公開・共有

審 議 会 意 見	<p>○国全体の動向でも、コミュニティ単位の住民自治は重要になってきている。</p> <p>○町行政と、コミュニティがどう情報共有しつつ関わっていくのかを規定したい。</p> <p>○現在の町の情報公開条例は求められれば公開するという姿勢で、積極的な公開や共有にまでは至っていない。</p> <p>○町民のもつ活動などの情報をどう共有するのか、住民自治側にある情報を提供する努力が必要ではないか。</p> <p>○町長の SNS 発信もどこまで共有するのか。</p> <p>○みんなでやっている感が共有できることが大事ではないか。</p> <p>○かぐや姫まつりもいろんな団体関わっているが横の連携がとれていない。</p> <p>○やりたいところ、やりたくない、やりたいけれどできない、筋道を立てて情報共有や参画協働でも議論したい。</p> <p>○この部分は条文を読み込んできて、次回も継続審議をしたい。</p>
-----------------------	---

（情報の公開・共有）

- 第〇〇条 町は、公正で開かれた町政を推進するため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければならない。
- 2 町は、町民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとする。
  - 3 町は、前項の規定による情報の提供に当たっては、広報紙、町ホームページ等を積極的に活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとする。
  - 4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとする。

## ■個人情報保護

審議会意見	○これは現在、町にあるものを規定すればよい。
-------	------------------------

(個人情報保護)

第〇〇条 町は、町民の権利利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報の取扱いについては、前項の条例の規定を適切に解釈及び運用するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めなければならない。

3 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとする。

## 大項目：住民自治

### ■住民自治のあり方・定義

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none"><li>○各地の条例を見ると、吉野町の条文がバランスが良い。</li><li>○吉野町の「より良い地域～」という文章は、住民自治の方向性が示されていてよい。</li><li>○生駒市は吉野町の条文を簡易にした印象がある。</li><li>○広陵町は他府県からの移入者も多く、旧町部と新住民エリアの愛町精神にはギャップがあるため、他自治体の条文検討の際には、そのような新住民も多いエリアのものを選ぶ考え方がよいのではないか。</li><li>○住民は参加する権利があり、活動できる。行政はそれを支える。</li></ul>
-----------------------	--

#### （住民自治のあり方・定義）

第〇〇条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ（区及び自治会）をはじめ、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人など多様な主体を指す。

3 町は、多様な主体による自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他の必要な措置を講じるものとする。

## ■住民自治の原則

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none"><li>○「町民が主役」がキーワードになる。</li><li>○「多様な主体」というのは広陵町では当てはまる。</li><li>○団体だけでなく「個人」も対象にしていくべき。</li><li>○個々の団体が頑張っているが、全体ではバラバラ感があるため、どんな団体がどんな活動をしているのか、情報共有が大切である。</li><li>○住民どうしだけでなく、町行政内部の情報共有もすすめてほしい。(公園管理のシルバー依頼がバラバラである)</li><li>○町民と行政の情報共有も大事ではないか。</li><li>○「公共の担い手」を定義した方がよい、総則でも議論してほしい。</li><li>○町民に関すること、町に関することは同程度のバランスで記載すべき。</li></ul>
-----------------------	--

(住民自治の原則)

第〇〇条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

3 町は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

(地域自治組織)

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none"><li>○飯田市は、市と住民自治の関わりを規定している、これは大事だろう。</li><li>○自分たちに必要なことを、自分たちで決めて実行していくという精神をうたってはどうか。</li><li>○町の福祉や、子育て、防災・・・と担当課がバラバラに自治会に関わっている現状を変えるべき。住民組織が協議会のようにひとつになれば町もそういう対応をしていくべき。</li><li>○地域自治組織は「設置できる」ということを盛り込んだ方がいいだろう。「参画・協働」の議論の会でも継続審議したい。</li><li>○各地の条文案を、個別条文ではなく全体条文比較しながら検討したい。</li></ul>
-----------------------	--

(地域自治団体)

第〇〇条 町民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、別に定める区域を単位とする地域内において、多様な主体で構成される地域自治団体（以下「まちづくり協議会」という。）を、1つの区域において1に限り設置することができる。

- 2 まちづくり協議会は、自らの活動に町及びその他の団体と連携しながら地域の諸課題の解決に向けた地域自治活動を行うものとし、当該地域の全ての住民及び基礎的コミュニティ並びにその他の団体を構成員とする。
- 3 町は、まちづくり協議会の役割を認識し尊重するとともに、その活動に対して地域特性を勘案した支援等必要な措置を講じるものとする。
- 4 町は、まちづくり協議会との協議の上、事務事業の一部をまちづくり協議会に委ねることができる。この場合において、町は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとする。
- 5 まちづくり協議会に関する必要な事項は、町長が別に定める。

第〇〇条 まちづくり協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとする。

- 2 まちづくり協議会は、透明で民主的な運営を行うための規約や組織を構成しなければならない。
- 3 まちづくり協議会は、地域のまちづくりの目標、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた地域づくり計画を策定することができる。
- 4 町民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的にまちづくり協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとする。

(基礎的コミュニティ)

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none"><li>○「公共の担い手」に限って住民組織を行政が支援するのは、下請け感がある。</li><li>○生駒市の条文例が市民公益活動も入れていてバランスよい。</li><li>○町は、非営利・非宗教・非政治について支援する。</li><li>○町民も上記のことをきちんと踏まえた地域運営をすべき。</li><li>○自治会加入をすすめる（義務ではなく）条文が必要</li></ul>
-----------------------	---

(基礎的コミュニティ)

第〇〇条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動する。

- 2 基礎的コミュニティは、役割と責任を自覚し、地域自治団体の主たる担い手として参画するよう努める。
- 3 町民は、当該基礎的コミュニティへの加入に努める。
- 4 町は、基礎的コミュニティの果たす役割を認識し、また自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他の必要な施策を講じるものとする。